

# 売 買 契 約 書 (案)

令和 年 月 日

品名・仕様・規格	数 量	単 位	金 額
ハーベスタヘッド	1.0	台	
ベースマシン	1.0	台	
小 計			
消費税	10%		
合 計 金 額			
代金支払い条件	令和 年 3 月末日までに現金支払い		
受 渡 し 期 日	令和 年 月 日まで		
受 渡 し 場 所	ぬながわ森林組合		

上記の物件について注文者「ぬながわ森林組合 代表理事組合長 岩崎 秀治」を甲とし、供給人「 」を乙とし、次のとおり売買契約を締結する。

## 第 1 条

- 乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により納入期限内に物品を納入することができない時は、その事由を詳記して期限の変更申し出をすることができる。
- 前項の変更申し出は、納入期限内にしなければならない。
- 甲は、第 1 項の申し出が正当であると認めた時は、これを承認し第 6 条 第 3 項の延滞違約金を免除することができる。

## 第 2 条

乙は、物品を納入しようとする時は、あらかじめその旨を甲に通知し、一旦持込みした物品は甲の許可無しでこれを引取ることができる。

### 第3条

- 1 甲は、乙から納入通知を受けた日から7日以内にその納品を検査しなければならない。
- 2 乙は、甲の指定する日時及び場所において検査に立合うものとする。但し立会しない時は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

### 第4条

- 1 検査の結果不合格と決定した物品は、乙が停滞なくこれを引取り、すみやかに代品を納入するものとする。この場合代品の検査を受けなければならない。
- 2 前項の不合格品といえども、その不良の程度が軽微で甲が使用上支障ないと認めた時は、契約金額を減額の上、これを採用することがある。

### 第5条

物品の所有権は、検査に合格した時は、乙から甲に移転するものとし、移転前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。

### 第6条

- 1 契約金額又は、保証金の支払いは、検査の完了後、売買契約書における代金支払い条件によって支払うものとする。
- 2 甲の支払いが前項の期日より延滞した場合は、その期日の翌日から日歩3銭5厘の割合で延滞利息を乙に支払うものとする。
- 3 乙は、期限内に物品の納入を完了しない時は、延滞日数1日につき延滞数量に対する代金の1,000分の1に相当する金額を違約金として甲に納付するものとする。

### 第7条

甲は、必要がある時は乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入の中止をすることができる。

### 第8条

乙は、この契約について、仕様書、図面、又は契約事項に明示されない事項でも物品の供給上当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担において実施するものとする。

### 第9条

本契約に明示の無い事項が生じた時は、甲乙協議の上、一般習慣及び条理に従って処理するものとする。

上記契約の証として本証書2通を作成して甲乙各1通を保有する。

甲住所 新潟県糸魚川市南押上2丁目13番6号  
氏名 ぬながわ森林組合  
代表理事組合長 岩崎 秀治

乙住所  
氏名